

福岡県公立高等学校PTA連合会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、本会会務のため出張する役員及び会員並びに事務局職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 旅費の支給は、別表により、当該年度の子算の範囲内において支給する。

(支給範囲)

第3条 支給の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本会の役員会、委員会に出席する役員及び委員
- (2) 本会を代表して全高P連大会、九P連大会、各地区の大会に出席するとき
- (3) 本会の監事が監査を行うとき
- (4) 本会を代表して陳情等に参加するとき
- (5) 本会事務連絡のため出張するとき
- (6) その他、会長又は事務局長が必要と認めたとき

第4条 (旅費の種類)

旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費等とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費の計算は、福岡県旅費条例を参考とし、次のとおりとする。

- (1) PTA所属校(又は事務局)最寄りの駅から用務地最寄りの駅までの最短距離の鉄道賃及び船賃・車賃並びに急行あるいは特別急行料金、航空賃とする。

(特別割引切符対象については、それを適用する)

- (2) 用務日数に応じた旅行雑費、宿泊費。
- (3) 旅行運賃の計算は、航空・船賃を除き、原則鉄道賃で計算する。
- (4) 用務地が遠距離及び出張日数が短縮できる場合には、航空機を使用する。

第6条 (旅費計算の特例)

- (1) 第5条により計算した旅費に著しく不合理を生じる場合(自宅や職場から用務地までの交通費実費を下回る場合等)には、自宅や職場から用務地迄の実費により算出した旅費とする。

- (2) 在勤地内旅費については、支給しない。

(*在勤地内とは、所属より半径1キロ以内)

- (3) 在勤地外の旅費については、運賃及び雑費により算出した旅費とする。

第7条 (旅費額等)

旅費額・支給事項等は運用要項第1項別表、事務局員旅費は運用要項第2項で定める。

附則：(1) この規程は令和元年7月1日から施行する。

- (2) この規程・運用要項に該当しない出張については、その都度会長、事務局長の協議によるものとする。